建設共済保険の特長

1. 掛金の安さと手厚い補償（最高 7,000 万円）

★内閣府認定の公益財団法人（非営利法人）
★保険金区分 1,000 万円～**7,000 万円**
★補償の範囲：「死亡及び障害 1～7 級と傷病 1～3 級」
★保険会社から支払われた保険金と調整なく、当団は保険金をお支払いします**(併用加入ご推奨)**

2. 諸費用補償【独自】

★契約保険金は被災者補償保険金(50%)、諸費用補償保険金（50%）
★**諸費用補償保険金は、ご契約者に速やかに支払われ、領収証等の提出は一切不要で使途に制限はなく、事故後の諸費用に充当してご活用いただけます**

3. 契約者割戻金【独自】

★保険事業(掛金の 82%)の決算で剰余金が生じた場合、その全額を**契約者割戻金**として還元
(R4 実績:20.53%、R5 実績:16.46%、R6 実績:28.52%) ※ 実質的に掛金負担が軽減

4. 返済不要の育英奨学金【独自】

★保険金が支払われた被災者（死亡及び障害 1～3 級、傷病 1～3 級）の子供に対して継続して給付します（年額：要保育児 144,000 円～大学生 468,000 円）

5. 掛金に応じた安全衛生用品の頒布【独自】

6. 工事現場の女性専用トイレの導入及び女性専用更衣室（ロッカー付）の設置の費用に対する助成【独自】

★それぞれ最大 10 万円までの助成（1 契約者各 1 回限り）

7. 経営事項審査において 15 点の加点

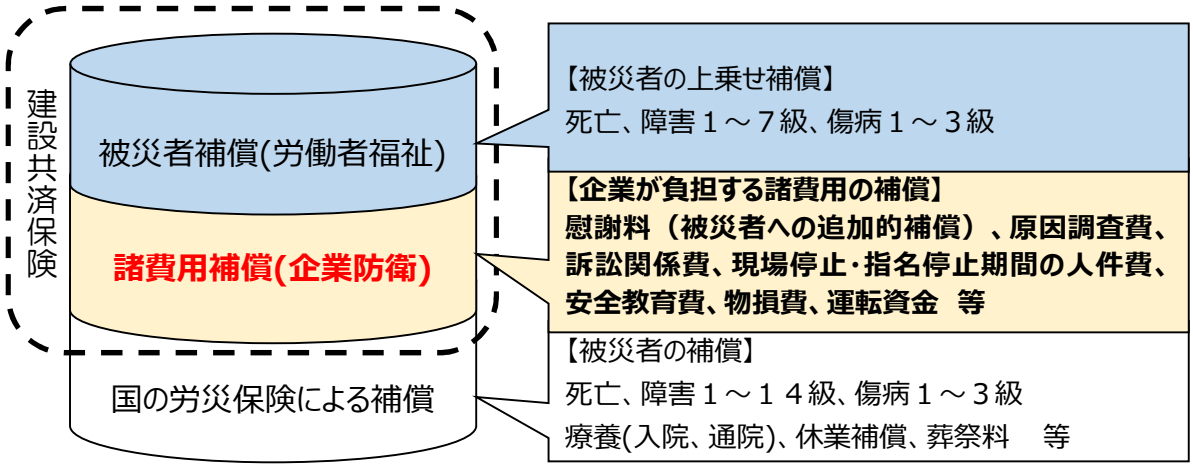

当団の実態調査では、平成 26 年度から令和 5 年度(10 年間)の保険金支払いにおいて、災害発生時に関係請負事業所から被災者 1 人あたりに支払われた金額は、平均で 2，７８２万円 と年々上昇しています。【R1 年度～R5 年度(５年間)では 3,021 万円】

※ 本チラシは建設共済保険の主な特長を記載したものであり、ご契約される前に建設共済保険のパンフレット及び重要事項(申込書裏面に掲載)を必ずご確認のうえ、お申込みくださるようお願いします。

公益財団法人 建設業福祉共済団